

ひょうご安全の日推進事業 (地域事業・全県事業/実践活動事業)

助成制度のご案内



—1.17は忘れない—「伝える」「備える」「活かす」 震災の経験と教訓を発信する事業を支援します！

「ひょうご安全の日を定める条例」に基づき、県民グループ、地域団体など県民の皆さんによる、阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承し安全・安心な社会づくりを推進するため、日々の生活の中で減災に取り組む「災害文化」を発展していく事業を支援します。

【実施主体】 ひょうご安全の日推進県民会議（会長：兵庫県知事）

地域・全県事業

1 対象となる団体

NPO、ボランティア団体、実行委員会、学生団体など

(団体規約等を有し、事業責任者、会計責任者等を明確にしている団体)

※行政機関(国、県、市町)のみで構成する団体、単独の民間企業などは対象となりません。

2 対象となる事業

① 震災で学んだ教訓を継承・発信する事業

例) 震災復興をテーマとしたシンポジウムの開催、震災教訓集等の作成発信、震災の教訓を踏まえた防災学習教材開発普及、等

② 災害への備えや対応について実践・発信する事業

例) 住宅の耐震化・家具の転倒防止の普及、東南海・南海地震などの巨大地震・津波等に備える合同防災訓練、災害時要援護者支援活動 等

③ 復興の過程で積み上げた経験を継承・発信する事業

例) 復興まちづくりワークショップ、わがまち復興の歩みの作成、被災地の震災復興を検証するシンポジウム、県民団体によるフェニックス共済加入キャンペーン 等

④ 犠牲者を追悼し震災をおもい起こす事業

例) 追悼行事の実施、メモリアル音楽・演劇会、震災映像上映会、災害写真・防災絵画展、震災手記の語り継ぎ、震災モニュメントウォーク 等

⑤ 震災以後の国内外の災害の教訓を共有・発信する事業

例) 国内外の災害被災者支援活動報告会、被災地復興合同シンポジウム、災害ボランティア交流会、震災語り部交流会 等

【推奨項目】

- 住宅の耐震化に係る啓発
- 室内安全対策(家具の転倒防止)の実施
- “みんなで逃げよう”減災防災運動
- 家庭における備蓄の促進
- 東日本大震災被災地との交流事業(支援報告など)

3 助成金の額

事業区分	助成対象となる事業費	助成額 (千円未満切捨)	助成率
地域事業	対象経費 4万円以上	50万円以内	(定額) 対象経費の1/2以内
全県事業	対象経費 10万円以上	100万円以内	

※ひょうご防災特別推進員を活用した事業には関連経費を加算助成(上限5万円)

4 申請期間

募集時期	事業開始月	申請期間
第1期	平成28年 4月～平成28年 7月	3月 2日～3月15日
第2期	平成28年 8月～平成28年11月	6月 1日～6月15日
第3期	平成28年12月～平成29年 3月	9月16日～9月30日

実践活動事業

1 対象となる団体

- (1) 地域団体〔自主防災組織、自治会、婦人会、子ども会 など〕
- (2) 学生グループ
- (3) 学校 ※防災教育施設の見学を除き、地域住民の参加を要件とする
(団体規約等を有し、事業責任者、会計責任者等を明確にしている団体)

2 助成の対象となる事業

次なる災害に備える**実践的な防災訓練、防災学習**（防災教育施設見学を含む）を実施する事業

※防災専門家・防災関係機関（防災士、ひょうご防災特別推進員、消防署、防災教育施設等）による指導・協力のもとに事業を実施することを助成条件とします。

3 助成金の額

事業区分	助成額	助成率
実践活動事業	2～30万円以内	定額 10万円までは対象経費と同額(全額助成) 10万円を超える部分は概ね 1/2

※ひょうご防災特別推進員を活用した事業には関連経費を加算助成（上限5万円）

4 申請期間

募集時期	事業開始月	申請期限
通 年	平成28年4月～平成29年3月	事業開始月の前月5日まで (土日、祝日の場合にはその前日)

対象要件等（共通事項）

1 対象となる期間

平成28年4月1日～平成29年3月31日の間に開始し完了する事業

2 対象となる開催地

原則として兵庫県内

3 助成対象経費

印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、使用料、委託料、保険料、謝金、交通費、人件費、その他事業の実施に要する経費で県民会議が認めるもの

4 審査・選考方法

審査委員会において、審査・選考のうえ予算の範囲内で助成を決定

※審査・選考の結果、不採択や減額をすることがありますので、予めご了承ください。

詳しくは「ひょうご安全の日推進事業助成制度の手引き」をご覧ください。

ひょうご安全の日公式サイト <http://www.19950117hyogo.jp> ←手引きや申請様式をダウンロードできます

手引きは、人と防災未来センターや下記の機関等に設置しています。

お問い合わせ・資料請求先

【ひょうご安全の日推進県民会議事務局】

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1(兵庫県復興支援課内)

TEL (078)362-9984 FAX (078)362-4459

【申請窓口】

※申請書は事業を実施する地域を所管する県民局、県民センターの防災担当課へ提出してください。

神戸県民センター総務防災課	〒650-0004 神戸市中央区中山手通 6-1-1 TEL(078)361-8622
阪神南県民センター総務防災課	〒660-8588 尼崎市東難波町 5-21-8 TEL(06)6481-8072
阪神北県民局総務防災課	〒665-8567 宝塚市旭町 2-4-15 TEL(0797)83-3127
東播磨県民局総務防災課	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木 97-1TEL(079)421-9257
北播磨県民局総務防災課	〒673-1431 加東市社字西柿 1075-2 TEL(0795)42-9309
中播磨県民センター総務防災課	〒670-0947 姫路市北条 1-98 TEL(079)281-9040
西播磨県民局総務防災課	〒678-1205 赤穂郡上郡町光都 2-25 TEL(0791)58-2113
但馬県民局総務防災課	〒668-0025 豊岡市幸町 7-11 TEL(0796)26-3616
丹波県民局総務防災課	〒669-3309 丹波市柏原町柏原 688 TEL(0795)73-3721
淡路県民局総務防災課	〒656-0021 洲本市塩屋 2-4-5 TEL(0799)26-2009